

求人	団体名	JEED(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)		代表者	理事長 輪島 忍
	所在地	〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2		設立	平成15年10月1日
応募書類提出方法	下記の【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページに掲載している希望職種「募集要項」をご確認の上、令和6年4月30日(火)17:00までに、募集要項に示した提出方法にてご提出ください。 (職種により一部郵送提出あり) 【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページ https://www.jeed.go.jp/saiyou/			職員数	6,976名 (令和5年4月1日現在)
					
担当	総務部人事課 ①障害者職業カウンセラー職:TEL043-213-6098、6099 ②職業訓練指導員職:TEL043-213-6129、6176 ③事務職:TEL043-213-6567、6797				
事業内容	◆厚生労働省所管の独立行政法人として、高齢者、障害者、求職者及び事業主等に対して総合的な雇用支援を実施しています。 <内容詳細> ◆高齢者雇用に関する事業主への支援及び啓発活動の実施、◆職業リハビリテーションサービスの推進及び職業リハビリテーションに関する研究・研修、◆障害者雇用納付金制度の運用、◆障害者雇用に関する事業主への支援及び啓発活動の実施、◆離職者の早期再就職に向けた職業訓練の実施、◆産業の基盤を支える人材の育成、◆従業員の能力開発に関する相談や在職者の職業訓練の実施等、◆職業訓練指導員の養成・技能向上のための訓練の実施等、◆求職者支援制度による職業訓練の実施に関する支援				
先採用	職種	①障害者職業カウンセラー職 (全国型)	②職業訓練指導員 [職業能力開発職] [障害者職業訓練職]		③事務職(全国型)
	令和7年4月採用予定者数	50名程度※	60名程度		90名程度※
用	初任給	俸給:220,700円 地域手当:0~33,105円 総額:220,700 ~253,805円【月給】	俸給:233,100円 地域手当:0~34,965円 総額:233,100 ~268,065円【月給】	俸給:233,100円 地域手当:0~23,310円 総額:233,100 ~256,410円【月給】	俸給:200,700円 地域手当:0~30,105円 総額:200,700 ~230,805円【月給】
	※掲載モデルは新卒等採用	※1 上記俸給は、令和7年4月新規大卒採用者の例です。なお、各職種とも実務経験等に応じて加算されます。 ※2 各職種で経験者採用も実施しています。経験者は実務経験等に応じて加算されます。 ※3 上記地域手当は勤務地により異なります(0%~15%)。 ※4 上記総額とは別に、給与規程に基づき該当者には下記諸手当も支給されます。			
勤務場所等	機構本部(千葉県千葉市)及び全国の機構施設 (全国の施設間で転勤があります。各職種の勤務施設および職務内容は各職種の「募集要項」をご覧ください。)				
条	賞与	年2回 (令和5年度実績4.5ヵ月)	昇給	年1回	職員就業規則:有 定 年:62歳 ※定年後、希望により70歳まで再雇用制度あり
	諸手当	扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当等			
福利厚生	各種社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)、財形貯蓄制度等				
休暇	年次有給休暇、特別休暇 (夏季、慶弔、産前・産後等)、育児・介護休業等	受動喫煙防止措置の状況	屋内禁煙	勤務時間:8時45分~17時00分 休憩時間:12時15分~13時00分 (勤務場所によって若干異なる場合があります。) 休日:土日、祝日、12/29~1/3 時間外労働:あり(月平均6.4時間) ※令和4年度実績	
契約期間	期間の定めなし				
試用期間	採用の日から6カ月間(試用期間中も待遇は変わりません。)				
その他	詳細については、募集要項にてご確認ください。 募集要項は、令和6年3月1日以降に【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページにて公開します。  【採用説明会】 <WEB動画視聴形式> 【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページ内の「採用説明会」ページ及びマイナビにて、WEB採用説明会を配信中です。どなたでも自由にご視聴いただけます。  <オンライン形式> 令和6年3月中にオンライン形式にて開催予定です。詳細情報は令和6年3月1日以降にホームページにて公開しますので、下記の二次元コードよりご確認ください。 ※WEB動画視聴形式をご視聴いただいている前提の内容となります。 ※お申し込みはマイナビにて事前に予約していただきます(定員あり・先着順)。 なお、マイナビの登録ができない方については、総務部人事課E-mail:saiyou@jeed.go.jpあて、氏名、希望日時、希望職種を記載してお申し込みください。 ※本説明会は今後の就職活動を行う上での参考として、JEEDについてご理解いただくためのものです。本説明会への参加の有無が採用選考のプロセス等に影響するものではありません。 				

募集要項はこちら

採用説明会情報はこちら

求人	団体名	JEED(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)		代表者	理事長 輪島 忍
	所在地	〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2		設立	平成15年10月1日
先採	応募書類提出方法	下記の【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページに掲載している希望職種の「募集要項」をご確認の上、令和6年4月30日(火)17:00までに、募集要項に示した提出方法にてご提出ください。 (職種により一部郵送提出あり) 【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページ https://www.jeed.go.jp/saiyou/		職員数	6,976名 (令和5年4月1日現在)
	担当	総務部人事課 ①障害者職業カウンセラー職:TEL043-213-6098、6099 ②事務職:TEL043-213-6567、6797			
用	事業内容	◆厚生労働省所管の独立行政法人として、高齢者、障害者、求職者及び事業主等に対して総合的な雇用支援を実施しています。 <内容詳細> ◆高齢者雇用に関する事業主への支援及び啓発活動の実施、◆職業リハビリテーションサービスの推進及び職業リハビリテーションに関する研究・研修、◆障害者雇用納付金制度の運用、◆障害者雇用に関する事業主への支援及び啓発活動の実施、◆離職者の早期再就職に向けた職業訓練の実施、◆産業を支える人材の育成、◆従業員の能力開発に関する相談や在職者の職業訓練の実施等、◆職業訓練指導員の養成・技能向上のための訓練の実施等、◆求職者支援制度による職業訓練の実施に関する支援			
	職種	①障害者職業カウンセラー職(地域限定型) (経験者採用含む)		②事務職(地域限定型) (新卒等)	
件	令和7年4月採用予定者数	50名程度※		90名程度※	
	初任給 ※掲載モデルは新卒等採用	俸給:209,700円 地域手当:0~20,970円 総額:209,700 ~230,670円【月給】		俸給:190,700円 地域手当:0~19,070円 総額:190,700 ~209,770円【月給】	
条	勤務場所	募集エリア内の機構施設 (募集エリア内の施設間で転勤があります。各職種の勤務施設および職務内容は各職種の「募集要項」をご覧ください。)			
	賞与	年2回 (令和5年度実績4.5ヵ月)	昇給	年1回	職員就業規則:有 定 年:62歳 ※定年後、希望により70歳まで再雇用制度あり
の	諸手当	扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当等			各種社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)、財形貯蓄制度等
	福利厚生	各種社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)、財形貯蓄制度等			
他	休暇	年次有給休暇、特別休暇 (夏季、慶弔、産前・産後等)、育児・介護休業等	受動喫煙防止措置の状況	屋内禁煙	勤務時間:8時45分~17時00分 休憩時間:12時15分~13時00分 (勤務場所によって若干異なる場合があります。)
	契約期間	期間の定めなし			休日:土日、祝日、12/29~1/3 時間外労働:あり(月平均6.4時間) ※令和4年度実績
そ	試用期間	採用の日から6ヵ月間(試用期間中も待遇は変わりません。)			
他	<p>詳細については、募集要項にてご確認ください。 募集要項は、令和6年3月1日以降に【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページにて公開します。</p> <p>【採用説明会】 <WEB動画視聴形式> 【JEEDキャリアガイドWeb版】採用情報ページ内の「採用説明会」ページ及びマイナビにて、WEB採用説明会を配信中です。どなたでも自由にご視聴いただけます。</p> <p><オンライン形式> 令和6年3月中にオンライン形式にて開催予定です。詳細情報は令和6年3月1日以降にホームページにて公開しますので、下記の二次元コードよりご確認ください。</p> <p>※WEB動画視聴形式をご視聴いただいている前提の内容となります。 ※お申し込みはマイナビにて事前に予約していただきます(定員あり・先着順)。 なお、マイナビの登録ができない方については、総務部人事課E-mail:saiyou@jeed.go.jpあて、氏名、希望日時、希望職種を記載してお申し込みください。 ※本説明会は今後の就職活動を行う上での参考として、JEEDについてご理解いただくためのものです。本説明会への参加の有無が採用選考のプロセス等に影響するものではありません。</p>				



募集要項はこちら



採用説明会情報ははこちら

青少年雇用情報シート（企業全体での【正社員】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	求人番号	記入日： 令和 5 年 4 月 1 日
------	-----------------------	------	---------------------

1 募集・採用に関する情報	企業全体の情報				【 】に関する情報
① 直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 184 人	2年度前 171 人	3年度前 168 人	4年度前 168 人	3年度前 人
直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 3 人	2年度前 14 人	3年度前 23 人	4年度前 23 人	3年度前 人
② 直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 99 人	2年度前 114 人	3年度前 98 人	4年度前 98 人	3年度前 人
直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 85 人	2年度前 57 人	3年度前 70 人	4年度前 70 人	3年度前 人
③ 平均継続勤務年数	15.2 年				年
従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	41.4 歳				歳

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況	有・無	【 】に関する情報
① 研修の有無及びその内容	有・無	新規採用職員研修、中堅職員研修、職場リーダー研修その他職種毎の専門研修等
② 自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	自主研修支援事業
③ メンター制度の有無	有・無	障害者職業カウンセラー職のみ
④ キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤ 社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況	企業全体の情報	【 】に関する情報
① 前事業年度の月平均所定外労働時間	6.4 時間	時間
② 前事業年度の有給休暇の平均取得日数	14.3 日	日
③ 前事業年度の育児休業取得者数/出産者数	女性 33 / 男性 36 人	女性 人 / 男性 人
④ 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 25 % / 管理職 45 %	女性 人 / 男性 人
※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。	10.9 %	

自己申告書

令和 6年 3月 1日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 事業所所在地 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2
 代表者名 理事長 輪島 忍

◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

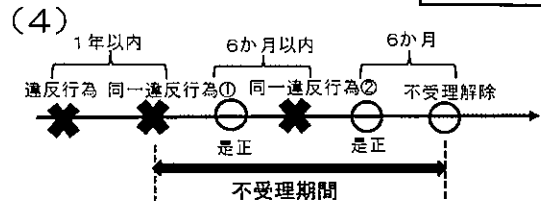
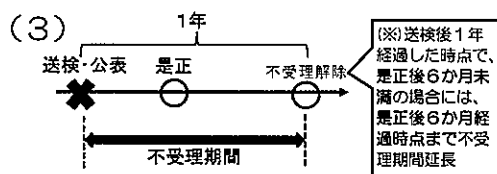
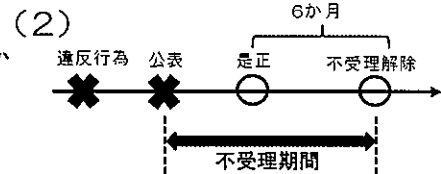
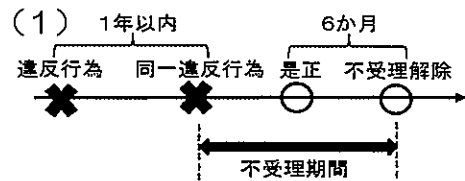
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

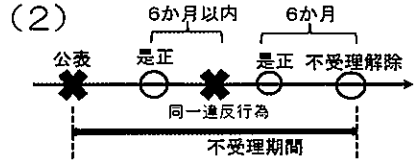
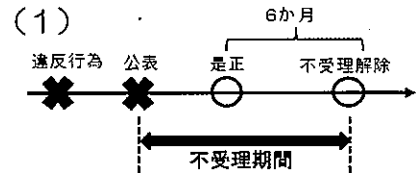
(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条第1項、第25条第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理事由

- a 暴力団員(注2)に該当する。
 b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
 c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。
 (注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。